

教育厚生委員会会議録

日時 令和3年6月30日(水) 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午後 3時18分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 古屋 雅夫
副委員長 市川 正末
委員 皆川 巖 桜本 広樹 乙黒 泰樹 早川 浩
水岸富美男 望月 利樹 藤本 好彦

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育長 三井 孝夫 教育次長 小田切 三男 教育監 中込 司
教育監 手島 俊樹 理事 降籬 友宏 次長・総務課長事務取扱 藤原 鉄也
働き方改革推進監 権太 正弘 ICT教育推進監 遠藤 豊
福利給与課長 田草川 耕 学校施設課長 古屋 ひとみ
義務教育課長 秋山 克也 高校教育課長 高見澤 圭一
高校改革・特別支援教育課長 保坂 一郎 生涯学習課長 鎌田 秀一
保健体育課長 上田 直人

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 大久保 雅直
感染症対策グループ感染症対策推進監 佐野 満
福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健部理事 下川 和夫
福祉保健総務課長 小俣 達也 健康長寿推進課長 細田 尚子
国保援護課総括課長補佐 佐藤 亨 医務課長 齊藤 武彦
衛生薬務課長 大澤 かおり 健康増進課長 行村 真生
子育て支援局長 依田 誠二 子育て政策課長 土屋 嘉仁
子ども福祉課長 柳沢 章司

議題 (付託案件)

- 第63号 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中改正の件
- 第64号 山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例中改正の件
- 第69号 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例中改正の件
- 第70号 山梨県保護施設に関する基準を定める条例中改正の件
- 第71号 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等中改正の件
- 第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第106号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

- 請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて
- 請願第2-16号 ゆきとどいた教育を求めることについて
- 請願第3-3号 加配定数の振りかえによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-2号、請願第2-16号については継続審査すべきもの、請願第3-3号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時19分まで教育委員会関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午後1時から午後3時18分まで途中休憩をはさみ知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

- ※第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(先進的教育活動モデル事業費補助金)

乙黒委員

(教)の3ページ、学力向上総合対策事業費についてお伺いします。

この先進的教育活動モデルの事業費というのが、25人学級の影響が及ばない市町村が実施する特色ある取り組みに対して助成するとありますが、具体的にどのような取り組みを想定しているのかということと、実際に、どこの市町村で決定ないし検討されている事実があるのかどうか、お伺いします。

秋山義務教育課長

まず、市町村が実施する特色ある事業につきましては、1つは、ICTを活用した遠隔授業等を考えております。さらに、地域の強みや特色を生かしたということで、その地域で特色のある活動についても助成させていただきたいと思っております。また、各地域の市町村で独自提案されている事業についても対象とさせていただいております。

25人学級の導入が及ばない市町村につきましては、現在12市町村が対象となっていると考えております。

乙黒委員

そうすると、25人学級が導入されないということを前提に、12市町村を対象としているということと、具体的にこの事業についてお話をされている事実があるのかどうかを、もう一度質問させていただきます。

秋山義務教育課長 現在のところ、まだ、各市町村に、この事業について御説明させていただいておりません。今後説明させていただく中で募集をさせていただきたいと思っております。

(マイスター・ハイスクール事業費)

藤本委員 (教)の4ページ、マイスター・ハイスクール事業費についてお伺いいたします。

昨年12月に古屋委員長の醸造用ブドウの生産振興に関する一般質問に対する関連質問で、私は、醸造用ブドウの生産振興を底上げし、高品質な醸造用ブドウの将来的な安定供給を見据えるならば、県立高校で、より実践的に学ぶことができる環境が重要であると指摘させていただきました。今回、このマイスター・ハイスクール事業費というのが初めて出てきたんですけど、まず、このマイスター・ハイスクール事業費の具体的な中身について、ここに書いてない部分を少し教えてください。

高見澤高校教育課長 このたび対象となります県立農林高等学校は、地域課題の解決を手法としたカリキュラム開発や学科再編を視野に、令和2年度にワイン試験製造免許を取得いたしました。ちょうど時を同じくして、国のマイスター・ハイスクール事業が提示されたことを受けまして、それを活用しまして、本事業によって配置される外部の専門家の知見も取り入れながら、ワインを題材の中心とした地域活性化や、地域課題の解決に向けた人材育成の取り組みを、食品化学科を中心に園芸系、環境系の3学科を含む全5学科で横断的に行ってまいりたいと考えております。

6次産業化も見据え、圃場の整備や構内に農産物販売所を建設、I o Tを活用した科学的視点に基づくブドウ栽培、産学官の連携による高品質のワイン製造、地元の甲斐市や甲斐市商工会の企画するマーケティングやワインツーリズムへの参画等をカリキュラムに組み入れることを考えております。

これらの取り組みを通じて、ワイン栽培やワイン製造にとどまらず、地域課題の解決やデジタルトランスフォーメーションをもたらす人材を産学官一体となって育成してまいりたいと考えております。

藤本委員 ただいま詳細に説明をいただきました。そこでなんですけれど、先ほど「学科再編も視野」と出たんですけど、特に、どのような効果を期待されて、この事業に応募されたのかということについて、重なる部分もあるかもしれませんが教えてください。

高見澤高校教育課長 中心となるのはワイン製造であります。ワイン製造のみを目的とするのではなく、ワインを題材として、農林高校にあります、さまざまな学科を横断的に、ワインを中心に、どのように学びを深めていくかを考えております。

先ほどデジタルトランスフォーメーション、I o Tの活用などを御説明申し上げましたが、これからの農業にも必要となる知識や技能も身につけてもらいながら、ブドウ栽培やワイン製造、その他の農業生産等にかかわっていく人材の育成を図っていきたいと考えております。

藤本委員 このマイスター・ハイスクール事業の事業実施スケジュールを拝見させていただくと、本年度は初年度ということにして、農林高校で非常勤職員として採用されたCEOの方、また来年度以降は、この方を副校長や教頭として配置することも想定しているということですけど、採用されたCEOの方は、来年度農林高校の副校長や教頭などへの配置が想定されるのでしょうか、お伺いいた

します。

高見澤高校教育課長 計画段階では、非常勤としてお願いすることで対応しておりますが、国としましては、この事業で正規職員を求めていますので、そこも視野に入れながら、今年度、まず教育課程をどのように組んでいくか、そこに、どのように民間の方にかかわっていただけるのかを検証しながら、次年度以降どのようにかかわっていただけるかも含めて検討してまいりたいと考えております。

藤本委員 このCEOの方は非常勤ということなんですけれど、事業の統括者としての役割を果たせるように、校内でも、その立場を確立させると書いてあります。今までですと、県立高校の設置者が学校の管理者に運営を任せていた部分が多いと思うんですが、今回もし、このCEOの方が副校長なり教頭になった場合、山梨県では初めて民間の方が県立高校で管理職という位置づけになると思うんですが、農林高校の中で、そういうことが出た場合に想定される課題を、今、どのように認識されていますでしょうか。

高見澤高校教育課長 学校におきましては、全てを統括しているのは、あくまでも校長になります。そのもとで、教頭、各学科主任等が教育活動の中心となって行っているわけですが、これまで民間の手法、例えば今回ワインに関する細かな知識や技能をカリキュラムに組み込むということがなかなか難しかったので、そういった点を、どのように学校の中に組み込んでいけるのかといったところを、まさに初めてでありますので、いろいろ勉強しながら導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

藤本委員 わかりました。全く新しい試みですので、期待しているところもあるんですが、心配されるところもあります。例えば、先ほど学科改編という言葉が出てきたんですが、農林高校においても学科とか年限の改編も含めた教育課程の刷新の方向性も検討していくと思うんですが、この事業は、3年間という国の事業だと認識しています。そうすると、2023年には学科が再編され、最も早くて新しい教育課程で1年生が入学してくることも想定されると理解してよろしいのでしょうか。

高見澤高校教育課長 確かにこの事業は3年間の事業ではありますが、これをきっかけに、少し長い目も含めて学科再編等を考えてまいりたいと思っております。

藤本委員 例えば、今、農林高校食品科学科は、非常にさまざまな活動を展開しているんですが、既存の食品科学科の中に、例えば食品製造科コースとワイン化学コースという形で、既にある学科の中でコースを分けるということを想定しているのか、それとも新たにワイン科学科というような学科を改編することを想定しているのか、そこら辺の位置づけを教えてください。

高見澤高校教育課長 今、委員から御指摘ありましたが、まずは、コースで考えております。

藤本委員 わかりました。コースで考えているということで、学科再編の前に新たなコースということが理解できました。

それと、(教)4ページのマイスター・ハイスクール事業費の中で、研究指定校が農林高等学校と書いてあるんですが、本県には、ほかにも食品化学科があると思うんですが、今回、笛吹高等学校がないのは、どういう経緯からでしょうか。

高見澤高校教育課長 最初にお話しさせていただきましたように、昨年度、農林高校がワインの試験製造免許を取得したタイミングで、校長から将来的な学科再編も視野に、農業人材の育成を考えていきたいという旨の話がありました。そうしたタイミングで、国からマイスター・ハイスクール事業が示され、このタイミングがワインを中心に5学科で学びを深め、ワインプロジェクトを立ち上げようとしていた農林高校の流れにちょうど見合ったものでありました。概算の説明から申し込みまでの時間がなかったのも、農林高校の動きを、この事業の中で展開してもらい、いずれ県内全体に広がればよいと思ったところで、農林高校に手を挙げてもらうことを検討して支援したところでもあります。

藤本委員 時間的な余裕が申請の段階ではなかったということを理解しました。
一方、本県には峡東地区に位置しています笛吹高校、前身である石和高校、園芸高校が、本県では私たちの国で唯一高等教育の中でワイン化学を実学し、その後、峡東地区を中心としたワイン産業を牽引し、担い手の育成やワイン製造を牽引してこられたということは御承知のとおりだと思います。笛吹高等学校を研究指定校の中に、農林高等学校とともに共同研究指定校に位置づけられなかったことについての県としての認識をお伺いいたします。

高見澤高校教育課長 農林高校が中心ではありますが、県内にあります笛吹高校、北杜高校農業科にもいろいろ協力してもらわなくてはいけないところがありますので、それにつきましては、今回は、あくまでも学校単位ということで農林高校に手を挙げてもらっていますが、県内農業系高校全体で取り組んでまいりたいと考えております。

古屋委員長 農林高校の予算案のところを集中的に御議論いただきたいと思います。

藤本委員 失礼しました。
もう少し伺います。本県には農林高校という単独の農業高校は1つしかありませんので、農林高校イコール山梨県の農業教育という位置づけです。それでも、どうしても笛吹高校も含めていかないと、このマイスター・ハイスクール事業自体がうまく進んでいかないと、それは、笛吹高校の食品科の先生と農林高校の食品科の先生が両校を行き来していますので、お互いを一つと考えないと前進しにくいと思うんです。

既に、笛吹高校においては、学科にワイン製造という科目がありまして、ワインの醸造技術を学んでいる。本県では、実は昭和35年6月13日に（略）先生が、当時、石和高等学校の校長先生のとときに、初めて酒類製造免許を取得されたということで、60年以上前から笛吹高校はワイン科学を学んでいます。そのため、どうしてもワイン県において、ワイン産地にある高校として、農林高校より60年も先行して蓄積された知恵や教材研究を生かしたワイン醸造を通しての学習を考えた場合、農林高校と笛吹高校とのワイン科学に関する実習など教育的連携は必要だと思うんですが、両校では、これまでどのように行われてきたのか、お伺いいたします。

古屋委員長 藤本委員に申し上げます。
議案に関する内容について、ぜひ質問していただき、関連については所管事項でしていただきたいと思います。
今質問しましたので特別に答弁を。

高見澤高校教育課長 御指摘のとおり、山梨園芸高校、それから笛吹高校の流れの中で、ワイン醸造につきましては、笛吹高校のほうがノウハウを持っておりますので、そういったところは、当然これから醸造に取り組む農林高校でもノウハウ等を受け入れて教えてもらっていかなくてはならないことだと思っています。その辺の協力体制は、これからもとっていきたいと考えております。

(先進的教育活動モデル事業費補助金)

市川副委員長 先ほど、乙黒委員からお話のあったとおり、(教)の3ページ、25人学級が及ばない地区への補助ということで、先ほど、及ばない地域についてはICTだとか、その地域の特色のあるものというお話をさせていただきましたけれども、私からすれば、25人学級の及ばないということは、へき地学校だと思っているんですよ。これで間違いありませんか。

秋山義務教育課長 25人学級が及ばない地域ということですので、へき地学校を含めた部分で考えられるかと思えます。

市川副委員長 及ばない学校について、県では、これから皆さん方が指導していくのか、それとも市町村が持ち上げてくるものを受け付けるだけなのか、その辺をお答えください。

秋山義務教育課長 先ほど申し上げたように、これから各市町村に御案内をさせていただいて、市町村が提案する中身について、こちらのほうで検討させていただきたいと思っています。基本的には市町村がやりたい事業、さっき申し上げたように、ICT、地域の特色を含めて、市町村が提案する先進的なものですので、幅広く募集をかけて、市町村の要望に応じていきたいと思っています。

市川副委員長 その中で、補助率が3分の2と6分の5の2つがありますね。その辺の内訳を教えてください。

秋山義務教育課長 本事業につきましては、先ほど申し上げたように、市町村の提案型の企画となっております。ですから、市町村の企画・提案に対する取り組みに対して助成をしていきます。基本的には3分の2の助成と考えておりますが、市町村の意欲を引き出し、事業効果を高めるため、特にすぐれた取り組みを提案したところにつきましては、補助率を6分の5に上げるということで、3分の2と6分の5の2つの補助率を設定してございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-16号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

水岸委員 請願事項の各事項においては、県立高等学校長期構想等に基づき、それぞれ取り組みを行っており、教育環境の整備、充実に順次努めていると承知してい

ます。また、知事は少人数教育の推進に向け、今年度から小学校1年生に25人学級を導入しており、さらに令和4年度から小学2年生に25人学級を導入する方針を示しているところでもあります。高校授業料無料化については、平成26年度から就学支援金制度と奨学給付金制度が設けられており、当面は両制度の推移を見守っていく必要があることから、継続審査とすることが妥当であると思います。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第 3 - 3 号 加配定数の振りかえによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見

望月（利）委員 私は、採択の立場で意見を述べさせていただければと思います。

学校現場における課題が困難化、複雑化している中で、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、きめ細やかな指導のための加配定数の改善や、教職員定数の増員、少人数学級の推進が必要であります。本県では、既に県独自で少人数学級の推進のため、令和3年度から小学校1年生に25人学級を導入しておりますが、国には少人数学級の推進等が求められるところでもあります。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。義務教育は国が必要な財源を保障することによって教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるものであり、財政面での国の責務を明らかにし、確実に財源を保障されるよう求めていく必要があります。

本請願は採択が適当であります。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(少人数教育について)

早川委員 大きく2項目に対してお伺いします。

まず、25人の少人数学級です。25人の少人数学級はすばらしい政策だと思っています。そういった中で、今、良い点は結構言われているんですけど、この政策をより定着し、推進していくためには、やはり悪い点というか課題もしっかりと確認して、検証していかないといけないと思っています。例えば、集団意識とか競争意識が薄れるということもあると思うんですけど、これまで

少人数学級をやった中で、何か課題とか注意点があったのか、お伺いします。

秋山義務教育課長 議員御指摘のように、少人数教育につきましては、本年4月から導入をさせていただきまして、学校の声としますと、少人数になれば教員の目が行き届くとか、一人一人の学習状況を丁寧に見ることができる等々の声をいただいております。現在において学校から、特に課題となるような御意見はいただいているんですけども、一般的に人数が少なくなり過ぎた場合についての課題、懸念といたしまして、他者との多様な切磋琢磨するような経験が不足する等々の御指摘がありますので、その辺りについても今後検証等を行いながら検討してまいりたいと思っております。

早川委員 我々も賛同して協働推進していく立場なので、課題については、まだ初まって間もないので出て来ていないと思うんですけど、その辺を注視していただきたいと思えます。

(教員確保に係る大学からの推薦枠について)

早川委員 別の観点で、課題としては、財政的なものと人。従来から県内の大学の推薦制度について提案して、確か山梨大学から何人とか、県内の良い大学の人を一発の試験じゃなく推薦で、今18人か19人ぐらい推薦枠があると思うんです。私の聞いているところでは、大学側から推薦枠をもっとふやしてほしいと。一発の試験じゃなく、ふだん優秀な成績の人の推薦枠をふやすということが必要だと思うんですけど、具体的に推薦枠をふやすことについていかがでしょうか。

秋山義務教育課長 大学推薦につきましては、大学等の要望、また教員確保の面から3年ほど前から導入させていただいております。今年度も県内の大学から推薦をいただきまして、正式に大学の要望を伺う中で、今後検討していきたいと考えております。

早川委員 良い先生が県外に出てしまうとか、県民なのに他県に行ってしまうということもあるので、その辺、ぜひ具体的に実行していただきたいと思えます。
また知事も、本会議で確保について具体的に策を進めていくと発言をされています。また、私が聞いているのは、住宅を整備することも教員の確保策に良いと思っているのです、その辺も検討していただきたいと思えます。

(少人数教育にともなうICT教育の新しい政策について)

早川委員 関連して、予算でもあったんですけど、少人数教育の利点として、ICT教育を少人数になって進めるべきだと、私は思っています。少人数学級と同じくらい遠隔教育とかICT教育について、山梨県がトップランナーになるべきだと思っています。この点、せっき少人数学級にしたので、新しい政策があったんでしょうか、お伺いします。

秋山義務教育課長 ICT教育の活用、推進につきましては、県教委といたしましては、本年度2つの事業を立ち上げております。その2つの事業を立ち上げることによって、さらにICT活用教育の充実を図ってまいりたいと思えます。

1つ目は、情報社会に生きる読解力・記述力育成事業を展開しております。これは、去年まで行っていた新聞ワークブック事業をICT活用の観点から見直させていただきまして、授業で活用できるような電子副教材等々を作成し、配信するような事業でございます。国語や算数、数学で行っております。

2つ目ですが、深い学びの実現に向けたICT活用推進事業を立ち上げまし

た。県内で推進校を設定いたしまして、ICTを効果的に活用する学習指導だとか、評価方法について研究し、さらに研究校の成果について波及をしていながら、副教材と含めたICTの活用充実を図ってまいりたいと思っております。

早川委員

その2つが新しい事業だったということですね。それもICTの活用で良いんですけど、私のイメージは遠隔教育についてなんです。ほかの県では、例えばパソコンを持って校長先生が集会だけやるとか、出席だけ取るなどの試みもしているので、今後の課題として、その辺をしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

遠藤 ICT教育推進監

今後、ICTを小学校から高校まで含めての学校教育で活用していくことは非常に大事だと思っております。一方、対面の授業や紙媒体についても、これまでの教育の実践活動をしてきた中での実績がございますので、非常に有効な面もございますので、ICTを活用していくんですけども、あくまでもICTは手段として活用していくべきであって、ICTを使うことが目的ではないということを前提として、委員から御指摘のありました遠隔教育につきましても、必要な場面、あるいは必要な教科等で導入や活用をしていきたいと考えております。

降籬理事

委員御指摘のとおり、県内の市町村の中には、既にGIGAスクールで1人1台端末が入っております、この活用が始まっております。遠隔教育につきましても、これを有効に活用することによって、市内、町内の農家の方と実際につないで、また、役場の方とつないでインタビューをするというようなことが、これまで以上にやりやすくなって、実績も出始めております。こういったICTの特徴を生かして少人数教育の推進と、ICTを組み合わせることで、これまでよりも教育の幅が広がりますので、こういったことを予算事業と、予算事業ではない教員の指導力の向上といったところも含めて、しっかりと推進していきたいと考えているところでございます。

早川委員

ICTというよりも、例えば、コロナ禍で学校が休みのときに遠隔教育という意見もたくさんあるので、その辺は進めていただきたいと思えます。

(学校を通しての県のコロナ対策の周知徹底について)

早川委員

もう一点、学校におけるコロナ対策、特に義務教育についてお伺いします。先日、感染対策とかグリーン・ゾーンについて、県民の人と意見交換をしたんですけど、県のPTAの方々から、もっと教育関係を使うべきだと。いろんな県の感染症の対策とか、グリーン・ゾーンについても、もっと学校を使って周知してくれという意見もあったんです。

そこで、改めてCDCや何かの取り組みとか、県のグリーン・ゾーン認証の案内を、小中学校で周知徹底していくべきだと思うんですけど、今の状況とか、今後の対策についてお伺いします。

上田保健体育課長

御存じのように、学校は文部科学省から出された衛生管理マニュアルによって、継続して学びをとめないということで行っております。その中で、県の取り組みも事あるごとに子供たちに情報伝達をしているとは思いますが、小中学生のレベルですので、それがイコール感染症の対策という形で伝わっているかどうかはわかりません。むしろ、保護者の皆さんが、そういったことを御理解いただいて、安全な場所で御飯を食べていただくということで、特に、小中

学生の家庭内感染が非常に多くなっております。学校内での広がりというのはほとんどございませんので、保護者のほうが承知していただいて、そういう対策をしていただくように、学校通信等々でお知らせをしているような状況であります。家庭での対策をお願いしますというお知らせは繰り返しさせていただいております。

早川委員

例えば、家庭内の会食の場合に注意してくださいといったファミリーマスクという政策は、まだまだ伝わってないので、ぜひ、それをもうちょっと具体的にさせていただきたいです。あわせて、マスクの着用について賛否があります。体育のときはマスクを外して良いという文科省の通達があり、それを少し誤解した他県の校長先生は、学校でのマスクは自己判断で良いという張り紙をしたことがあった。それを見た県内の保護者も混乱していました。こういった場合にマスクを外して良いのかを周知しないと、学校によってバラバラで、既にマスクを外して良いというクラスも出てきているのですが、それはいかがでしょうか。

上田保健体育課長

先ほども申し上げましたけれども、学校は衛生管理マニュアルにのっとっております。その中に、マスクのことについても詳しく書かれております。基本的に、体育の授業は、身体的な距離を保てる場合には外す、さらには熱中症が心配されている場合、登下校についても身体的距離をとって外す。ただ、体育の授業では一律全ての時間で外すわけではなく、集合して先生の話聞くような場合には、つけなさいというような場面もございます。

また、教室の場面でも、子供たちの自己判断によって、ちょっと息苦しいとか暑いというときには、片耳を外して少し呼吸をしてからというようなことも指導しております。

基本的には、学校によってまちまちということはないと考えております。なぜかという、学校衛生管理マニュアルにのっとって行うということを統一してございます。それを本課のホームページにも掲載し、学校や教育委員会を通して、保護者にも見ていただくようなアナウンスをお願いもしております。統一見解としては、衛生管理マニュアルにのっとる。ただ、熱中症対策等もありますので、必要に応じてマスクを外せるという自己判断もできるような指導する体制でおります。

早川委員

感染症対策の徹底はマニュアルで、こちらのマスクについてもホームページで徹底しているという答弁ですが、実際に、そのような疑念があることは事実です。大切なのは、感染症対策とかグリーン・ゾーンは、使う人が守ることだと私は思います。まさにおっしゃるように、子供が持ってくる配布物は親がしっかりと見ますので、ホームページで書いてあるではなくて、夏休みの前のタイミングに、マスク対策と感染対策、グリーン・ゾーンについて、CDCなどと連携してやっていただくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

上田保健体育課長

委員御指摘のとおりだと思います。学校では、夏休み前に、生活に向けたさまざまな諸注意、あるいは健康面での諸注意の通知も出すので、その機会に各家庭に丁寧にお伝えするよう、学校への周知を図ってまいりたいと思います。

(ヤングケアラーについて)

乙黒委員

ヤングケアラーについて質問させていただきます。

先般、県教育委員会でも18歳未満の子供、ヤングケアラーの実態調査をすると答弁されていましたが、こういった形で調査するのか、アンケート等の詳

細がわかれば教えていただきたいと思います。

高見澤高校教育課長 アンケートの内容、実施の規模等につきましては、現在検討中でございます。これから詰めていきたいと考えております。

乙黒委員

実は、先般の政策立案の子供条例立案の会議でも意見させていただきましたが、今、政府のほうでは、ヤングケアラーをどうケアしていくかが課題になっていることを十分承知しております。やはり、家庭環境にもいろいろあると思いますし、兄弟が多い家庭は兄弟の面倒を見るとか、親が病気、お年寄りがいるとなったら、それを手伝うというのは当たり前という認識が、今まであったと思うんですよね。

今の状況で、子供たちからのアンケートの取り方や、発信の仕方を一歩間違えてしまうと、その状況にある自分が不幸なんじゃないか、他者と比べて幸福感が得られていないという間違っただけの教育につながるんじゃないかと、少し不安を持っています。アンケートをとって、その実態を把握することは大変大事なことだと思いますが、そのアンケートの取り方、また、そこで掘り起こされた問題を解決していくための施策を同時に検討して実態調査を進めていくことが必要。報道を見ていると、まず調査をしてから、それに対する施策を考えていくとおっしゃっていましたが、まず、想定される解決策を同時に準備しながら、アンケートを踏まえて、どういう形で問題をすくい上げ、それを解決につなげていくのかという部分を含めて、アンケートを実施していかなければ意味がないのかなと思っています。

その上で、例えば、兄弟が多くて苦労したという家庭でも、大人になると苦しいときに兄弟が助けてくれて、兄弟がたくさんいてよかったとか、親の介護を手伝ったことによって、将来的にこういうメリットがあったとか、自分にとっても助けになったという部分を我々大人は持っており、メリットの部分もあると思うんですよね。そういう部分も含め、同時に大人からもアンケートをとって、苦労するのは今だけのことであって、それを解決する部分と、それを乗り越えた先にこういうメリットもあるよという部分も、教育委員会のほうで抽出して、同時に発信していくようなケアをしていくことが、このヤングケアラーの問題を解決していく上で一番良い方法なんじゃないかなと、私は個人的に思っています。アンケートの部分について、ぜひ反映していただければと思いますが、その点について、もう一度お願いいたします。

高見澤高校教育課長 今御指摘いただいた点は、十分注意していかなくてはいけないことだと承知しております。他部局とも連携しながら、今後対応していきたいと考えております。

乙黒委員

長崎知事も答弁の中で、家族の世話をするのは美德だとおっしゃっていますし、やはり、発信の仕方や、そういった部分の教育の仕方については、しっかりとケアをしていただきたいと思います。

(少人数学級の財源について)

乙黒委員

もう一点、少人数学級の財源についてお伺いしたいと思います。

長崎知事も答弁の中で、今年はまだ1年生だけ、順次拡大していくという中で、要は5年後、6年後になると小学校全体で少人数25人学級を導入していくような形で進めていくとおっしゃっておられました。今時点で、5年後、6年後に全部が25人学級を導入した場合の予算がどの程度かかるのか想定をされているのか、お伺いします。

藤原次長・総務課長事務取扱 こちらの試算につきましては、まだしておりません。やはり各学校へ進学する児童や生徒がつかめませんと、具体的な算定はできませんので、まだしておりません。

乙黒委員 当然、来年になったら1年生がどのくらいとか、3年後、4年後がどうなのかというのは、なかなか計算しづらい部分であるとは思いますが、最終的に小学校全部の学年に25人学級を導入するとしたら、今の財源に比べて、どのくらいふえるのかというのを、ある程度把握しておくことが重要だと思います。そうした部分の精査ができれば、ぜひ、この委員会等でもお示ししていただきたいなと思います。

その点で、財源についても、長崎知事は本会議の中で、県有地の資産の高度化等を使って予算の財源に賄っていきたいというような発言もされておりましたが、もし、その部分が、なかなか財源としてうまくいかなかった場合については、新たな別の財源を考えなければいけないのかなと心配しておりますが、その点については、どうお考えになっているのか、お伺いします。

藤原次長・総務課長事務取扱 財源の問題につきましては、財政当局とよく連携を取りながら、今後、予算論議等を進めてまいりたいと考えております。

乙黒委員 わかりました。今すぐのことではありませんし、当然5年後、6年後を踏まえて、山梨県の教育環境の充実という大変重要な課題になりますので、県民の皆さんにもしっかりとそういった部分を周知しながら、いい施策につながっていけるよう、ぜひよろしくお願ひします。答弁は結構です。

(高校の修学旅行について)

水岸委員 県内の高校の修学旅行は、コロナ禍の状況にもよると思いますけども、全て行われる予定でしょうか。

高見澤高校教育課長 10月に最初の修学旅行が計画されているところから始まりまして、今のところ全て予定どおり実施する予定でおります。

水岸委員 コロナ前と比べて行き先等が大分変わっているかと思うんですが、主にどういったところが変わっているか、教えてください。

高見澤高校教育課長 一番多い旅行先が沖縄になっております。

水岸委員 これは観光部の所管になるかもしれないですけど、県内に訪れる県外の高校の状況というのは、コロナ前と比べて減っていると思うんですが、何を言いたいかというと、観光部とタイアップして情報公開していただいて、山梨はグリーン・ゾーン認証をとっていて安全な場所、地域だよということを、ぜひPRしていただき、県外の高校や学校の情報を観光部に情報共有していただき、ぜひ誘致にアドバイス等をいただけたらと思いますけど、その辺についていかがでしょうか。

高見澤高校教育課長 関連したお答えになるかもしれませんが、昨年度、中止または見送りをして、今年度に延期している学校も幾つかあります。そうした学校の中には、近県、あるいは県内を旅行先として計画しているところもあると聞いておりますので、県内の魅力ある観光地、県内の高校生にも訪れてもらい、PRにつな

がればと思っております。

(学校施設の防災機能について)

望月(利)委員 学校施設の防災機能について、幾つか伺わせていただければと思っております。

山梨県では、土砂災害警戒区域等を指定しておりまして、県内、昭和町を除く26市町村で土砂災害防災警戒区域7,238カ所を指定してあるところがございます。その土砂災害警戒区域等、もしくは地滑り地域等々の危険な箇所には学校が建っているという状況があり、これは、県が出している土砂災害警戒区域等マップでも確認できます。実際に、何カ所ぐらいの学校施設が危険なところに建っているのか、また、その危険度合いについて、現状把握している範囲で教えていただければと思います。

藤原次長・総務課長事務取扱 ただいまの御質問でございますが、こちらのほうは、6月8日に文科省で調査した結果が公表されたところでございます。市町村の避難確保計画におきまして、浸水区域にある避難要配慮者の施設として位置づけられている学校は、県内で小中県立学校合わせまして61校となっております。あと、土砂災害警戒区域につきましては、県内全ての小中県立学校で25校と発表されております。

望月(利)委員 学校施設は、旧来から地域の防災拠点になっています。当然、平時は子供たちの安心安全な学びを確保するため、本来であれば、そういった対策を十分に取らなければいけないのですが、今おっしゃったように、文科省の調査で、そういった危険な箇所が出てきたということで、どのような手段を打っていくのか。その方針について、ハード面・ソフト面とも、計画があれば教えていただければと思います。

藤原次長・総務課長事務取扱 まずは、ソフト面についてお答えさせていただきます。文科省の調査でもございましたが、設置者が各学校において避難確保計画を作成するというところ。それから、避難訓練等の実施。それから、防災教育等の実施。それらが対応として考えられております。

望月(利)委員 今、避難確保計画をつくる対応をするとのことですが、ソフト面の話では、市町村との連携は極めて重要だと思います。何かあったら地域の方々は、例えば、小学校に逃げよう、中学校に逃げよう、高校に逃げよう、あそこが安全だからといった認識があると思います。そういった点で、市町村との連携を、どう捉えていくのか。今やっているのか、それとも、これから計画していくのかという点をお聞かせください。

藤原次長・総務課長事務取扱 県としましては、学校設置者である市町村教育委員会に対しまして、担当者会議等を通じて、避難確保計画作成の指導、徹底を図っているところでございます。文科省の調査結果発表後も、そういった場を設けまして、進めているところでございます。

望月(利)委員 先ほど質問させていただいたハード面について、どのような計画があるか。もちろん、予算的に非常に莫大な予算がかかってしまう防災・減災に対しては、全てのカテゴリーにおいて、そういった予算が必要になってきます。その予算を見据えながら、こういった形で手当てしていくのかというイメージだけでも構いませんので、お聞かせください。

古屋学校施設課長 県立学校におけるハード面に対する対策ですが、現在、学校での点検を検討しまして、行っていただいている最中だと思いますので、文科省が新たに作成した対策事例集や、他県の情報等も参考にしながら、関係部局とも連携しまして、これから対策を行ってまいりたいと思います。

望月（利）委員 これから行っていくということですが、最近ではゲリラ豪雨等々、これまでの想定外の雨が降っており、また土砂災害等が頻繁に起きている。ぜひとも力を入れてスピーディーに取り組んでいただければと思っております。その中で、防災緑化という対応方法もあるということです。緑化を推進して学校周辺の防災機能を、完璧ではないにしても、防災拠点として強化していくことを、国も考えていると聞いているんですが、県では、そのことについて考えているのか、お聞かせください。

古屋学校施設課長 ただいま委員のお話にありました防災緑化につきまして、申しわけございません、まだ、私は存じ上げておりませんので、今の意見を受けまして、早速、調べてみたいと思っております。

望月（利）委員 要望というか提案という部分も含めまして、子供たちの安心安全、そして地域の防災拠点としての学校の機能を果たしていくため、また、災害はいつ起きるかわかりませんので、ぜひとも、その辺のところをしっかりと、ソフト面・ハード面とも強化してほしいなということで、一言御答弁いただいて終わりにしたいと思います。

三井教育長 防災関係は、まさにハードとソフトの両方が必要であります。まずできることは、ソフトをしっかりとすることはなかろうかと考えています。学校施設そのものは、今も市町村と連携しており、県立高校が避難所になっているところも多々ございますし、地域との連携が非常に重要と考えております。

ハード面につきましては、その箇所だけに集中して投資するというのは、防災的な意味では、避難とかそういった意味で価値があるかもしれませんが、なかなか難しい部分もあるかと思えます。また、小中学校は市町村の施設でございますので、そういったものと足並みをそろえながら、県立施設も検討を進めていくことになろうかと思えます。いずれにしても、早急に手をつけていく価値があるけれども、なかなか難しい問題もあるということです。しっかりと検討を進めて、少しでも前に進むよう、やっていきたいと考えています。

（乙黒委員から質問のあった「少人数学級の財源」に係る答弁の訂正について）

藤原次長・総務課長事務取扱 先ほど乙黒委員から御質問いただきました少人数教育の財源でございますが、先ほどは、児童生徒数が不明ということで、まだ具体的な算定をしてないと答弁いたしましたが、想定としましては、1学年3億円程度ということで想定しているところでございますので、訂正させていただきます。

主な質疑等 知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係

※第 63 号 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 64 号 山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 69 号 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 70 号 山梨県保護施設に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 71 号 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等
中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 74 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(感染症対策情報発信事業費)

早川委員

(知直)の2ページ、感染症対策情報発信事業費について伺いたいと思います。コロナの感染状況ですけど、きのう時点で547人、月別で最高になってしまって、また4月以降には若者に感染しやすいという変異株、デルタ株が出ている状況だと思います。

こうした中で、よく移動をする若者をターゲットということで、ユーチューブで動画を作成して、若年層に向けた注意喚起を行うということですけど、このユーチューブの動画広告は、どういう特徴があって、なぜユーチューブの動画を活用するのか、その理由について、まずお伺いします。

佐野感染症対策グループ感染症対策推進監 今回予定しておりますユーチューブの動画広告でございますけれども、チャンネル登録のあるなしにかかわらず、視聴をしていたいただきたい方々、視聴を促したい層に向けて発信することが可能な、いわゆるプッシュ型という形での発信になります。そういった意味では、他の媒体よりも高い発信効果が期待できるということで、今回、このユーチューブの動画広告を活用しようということで考えております。

具体的には、インストリーム広告と呼ばれるものになりまして、このインストリーム広告というのは、動画視聴前などに再生される15秒間の動画広告になりまして、再生の開始から5秒後にスキップというのが出て、スキップができるようになるまでは、必ずその動画が流れると、見たい動画を選択した前に必ずその広告が5秒間は流れるというような形のものになっております。そういう意味でプッシュ型ということでございます。

また、ターゲットですけども、年齢や地域といった条件を絞り込んで、そういった方々に向けて配信できるというような特徴もございますので、今回、このユーチューブ広告を活用させていただくということで考えております。

早川委員

政策研究会で、山梨学院の学生が、テレビや新聞は見ないと。スマホでテレビとかを見ているので、これは効果的だと思うんですけど、先ほどの説明で1つ抜けているのは、実際に情報発信をする時期、タイミングだと思うんです。スピード感が必要だと思うし、限られた予算ですので、ユーチューブの前の広告だっらずと無料なわけじゃないから、効果的な時期についてお伺いします。

佐野感染症対策グループ感染症対策推進監 情報発信のタイミング、時期という御質問でございますけれども、昨年度1年間、新型コロナウイルスが続いている中で、昨年度の状況から新型コロナウイルス感染症は、人の移動が活発な時期ですとか、ウイルスが活性化する冬季に拡大の波が訪れて、どんな時期に感染がはやるのかというようなことが、ある程度分かっております。このため、今回のユーチューブ動画広告ですけれども、夏季のお盆の時期前後と秋の行楽シーズン、また年末年始を特に注意喚起を要する時期と考えておりまして、これを踏まえて8月と11月、12月、1月の4回、今後ユーチューブ動画広告を配信してまいりたいと考えております。また、4パターンの動画を作成して、配信をしていきたいと考えております。

早川委員 この質問に関して、もう一点。そのユーチューブ動画広告をつくっても、ユーチューブ単発だともったいないと思うので、それを何か、例えば、学生が言っていたんですけど、県内の飲食店に「コロナに注意してください」というペーパーがあるんですけど、ここにQRコードを埋め込むなどして、ユーチューブだけじゃなく活用できるようにしていくべきだと思います。それと、県でつくっているパンフレットですけど、字が多くてわかりづらい、もうちょっと簡単に危機感をあおるといえるか、わかりやすくするべきだと思うんです。その点をあわせて、いかがでしょうか。

佐野感染症対策グループ感染症対策推進監 今回製作します動画につきましては、私どもは、このユーチューブ動画広告として発信するだけではなく、県のホームページとか、県有施設内ですとか、県関係のイベント等でも活用・発信していきたいと考えてございました。今、委員から御指摘いただきましたQRコード等々も踏まえまして、さらに効果的な活用策について、検討していきたいと思っております。

加えまして、ポスター、チラシにつきましても、改善に向けての御指摘をいただきましたので、そちらにつきましても、見直しに向けまして、速やかに検討に着手してまいりたいと考えております。

早川委員 先ほどの教育委員会では、夏休み前のタイミングで周知するようお願いしました。先ほどの、人が移動するタイミングは重要なので、そのタイミングで対応していただきたいと思っております。

(ECMO等研修会開催事業費)

早川委員 (福)の7ページ、ECMO等研修会開催事業費について聞きます。

改めてなんですけど、ECMOとは、どんな症状の患者に使われるのか、またECMO等とあるんですけど、「等」とは何ですか。

齊藤医務課長 まず、「等」でございますけれども、ECMOと人工呼吸器を考えているところであります。

次に、どういった患者さんに使われるのかということでございますけれども、コロナにかかりまして重症化してまいりますと、どうしても肺炎を患い、呼吸不全という症状に陥るということになってございます。そこで、まず人工呼吸器を用いまして、患者の口から肺へ強制的に空気を送り、酸素を供給するということとなります。ただ、その後、肺の機能が落ちまして、症状が悪化した場合には、肺を休ませなければならないということになりますので、今度は太ももの付け根から管を挿入いたしまして、ECMO、いわゆる人工肺で体の外で

二酸化炭素を除いて酸素を供給するということをしております。

早川委員　　そもそも、これは予算なので、今までに山梨県内の医療機関で何人の人がECMO等で治療を受けてきたのか。この予算を使う価値があるのかを含めて、これまでの累計人数がわかれば教えてもらいたいと思います。

齊藤医務課長　　県内では、これまで人工呼吸器で15名の患者の方が、ECMOでは8名の方が機器を用いて治療を受けておられます。

早川委員　　末期の重症患者が受けるというイメージがあって、大切なのは、それが1つの機関に集中しているんじゃないかと、県内の医療機関で、ECMOの数がどれくらい整備されているのか。また、現場から声があるのが、整備されても使える人がいないから、こういう予算が要求されていると思うんですけど、現状でECMOを使える医療従事者の方が何人いるのか、お伺いします。

齊藤医務課長　　現在のところ、人工呼吸器が260台、ECMOが13台整備されております。また、ECMO等を操作できる高度な技術を持った方については、おおむね180人ほどと考えています。

早川委員　　県内の医療従事者から見ると、雑駁ですけど、まだ低いと思います。活用できる人数をもっとふやしていくべきということで、この予算があると思います。最後に、ECMOを使う医療従事者の養成ということですけど、県として、この予算を使って、どれだけの養成人数を目標としているのか、それをお伺いします。

齊藤医務課長　　まだまだ少ない状況にあるという認識でもって、この事業をお願いしたところであります。ことしは15人ないし20人を積極的に養成いたしまして、一人でも多く重症患者の方に対応できるよう努めてまいりたいと思っています。

(介護分野就職支援金貸付事業費補助金)

水岸委員　　6月補正予算課別説明書の(福)の4ページ、介護福祉士等確保対策費の中で、介護分野就職支援金貸付事業費補助金というのがあるんですが、この事業の内容について詳しく教えていただければと思います。

細田健康長寿推進課長　　事業の概要ですが、介護分野におきましては、慢性的な人手不足に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ですとか、利用者が感染した場合の対応などで職員の業務が増大しております。一方、感染症の影響により職を失った方もいる状況の中、幅広く新たな介護人材を確保するため、他業種で働いていた方へ就職支援金を貸し付ける事業です。他業種で働いていた方や無職であった方で、一定の研修を終了した方が、介護職として就職する方を対象として、1人20万円を上限に貸し付ける事業となっております。

水岸委員　　この一定の研修というのは、どのような研修なのか。また、その研修を受けるには費用がかかるのか、お聞きします。

細田健康長寿推進課長　　介護職として働く上で必要となる基本的な技術や知識を学ぶ介護職員初任者研修を対象としております。また、ハローワークの職業訓練として受講する場合には、受講料は無料となっております。

水岸委員 貸付金ということであれば返済しなければならないのですが、介護職への参入促進が難しくなるのではないかと思いますけど、その辺については、いかがでしょうか。

細田健康長寿推進課長 この貸付金を受けまして就職して、2年間継続して介護職員として働いていただければ、支援金の返済は免除されます。そのことにより定着も図られるものと考えております。

(子どもの死亡検証・予防策推進事業費)

望月(利)委員 6月補正の課別説明書(子)の3ページ、子どもの死亡検証予防策推進事業費について、幾つか伺いたいと思います。

県では、予防可能な子供の死亡を減らすため、全国に先駆けてチャイルド・デス・レビューという取り組みを実施しているということです。国のモデル事業としても実施しているということであり、この成果として、今回の補正予算で予防策を実施するための経費を計上しています。大変重要な取り組みだと思えますが、まず、このチャイルド・デス・レビューのこれまでの取り組みについて改めて伺います。

土屋子育て政策課長 チャイルド・デス・レビュー(CDR)の取り組みですけれども、本県では令和元年度から山梨大学の小児科の医師を中心とした、山梨CDR研究班の方々と、CDRの実施に向けた準備を進めてきたところです。令和元年8月には医療、教育、警察、司法など50名近い関係者の方々と情報共有や連携方法等を検討するための会議を設置しております。

また、先ほどお話しがありましたように、令和2年度から国のモデル事業を実施することとし、医療機関等を通じて18歳未満のお子さんの死亡事例の情報収集、収集した事例についての検証及び検証から導き出された予防策について検討してきました。

また、国のモデル事業となりますので、昨年年度末にはモデル事業として制度化に向けた課題等の整理をして、国に報告をしたところです。

望月(利)委員 18歳未満の事例について検証してこられたということですが、具体的に、どのような検証をされてきたのでしょうか。

土屋子育て政策課長 検証は、亡くなったお子さんに実際にかかわった関係者、例えば、医師、看護師あるいは市町村の保健師、救急車で運ばれた場合は消防署の職員なども関係者になりますけれども、そうした関係者による個別検証と、また、そのお子さんには直接の関係のない医療、福祉等の専門家を含めた概観検証の2段階で行うこととしております。

昨年度は、4月から12月までに亡くなった18歳未満のお子さんの死亡事例12例について個別検証を実施しており、うち10例について、概観検証まで実施しております。事例の詳細な説明は控えさせていただきますけれども、10事例については病気、事故、自殺といった死亡の分類です。

病気や事故の具体的な内容は、妊娠中や出生時の非常に治療困難な病態、青年期の悪性疾患、乳児期における就寝時の事故といったものです。

望月(利)委員 さまざまな取り組みが進んでいるということですが、この取り組みについては、正確な死因診断が必要だと私は考えていますし、取り組みの課題は、今後でも多数出てくると思います。

死因が不詳な御遺体があったとします。それが、今まで日本では警察が取り

扱って、事件性の有無を判断してきている。一方、先進事例の欧米諸国では、別の機関がしっかりと死因を検証されている。その辺のところは、日本は、これまで制度的に非常に厳しい状況であって、遅れているといえますか、一部東京23区とか都市部ではあるようですが、制度自体がない。警察以外の正確な死因判断、解剖等々できる仕組みも含めて、取り組みの課題、もしくは今後の進め方についてお聞かせいただけますか。

土屋子育て政策課長 CDRの取り組みの課題と今後の進め方ですけれども、CDRについては、これまでのいろいろな検証と違って、例えば、きょう死亡したお子さんの死亡事例を検証することによって、未来の子供の命を救うための予防策につなげていくことが目的です。取り組みを進めていく上では、法整備も含めた死亡事例に関する情報を円滑に収集できる体制の構築ですとか、あるいは検証から導き出された予防策を、どのように実現していくのかといったことが課題になると思います。また、そのためには、CDRの理解をいかに広めていくかということも課題だと思っております。

今後についてですが、今月18日には、CDRの理解を深めてもらうため、リモート参加者も含め、関係者が一堂に会してCDRの推進会議を開催しております。また、7月には、今年度の個別検証を開始する予定です。あわせて、昨年度の10事例の検証から導き出された予防策を整理して、実現可能な取り組みについて実施するとともに、本年度の事例検証から導き出された予防策についても、関係機関と協力しながら取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、今回の補正予算では、昨年度検討された予防策のうち、有効かつ実現可能なものとして、小児科医師の協力をいただきながら、乳児の心肺蘇生法についての動画を作成して、12月には保健師や保育士、幼稚園教諭など地域の子育て支援の中核を担う方々を対象に、実技の研修会を開催する予定です。また、昨年度は全国の7府県で行っていたモデル事業が、本年度は10道府県に拡大されております。本県の取り組みを、国の制度化に役立てるように進めていきたいと考えています。

望月（利）委員 まさにチャイルド・デス・レビュー、残念ながら発生してしまった子供の死から学びを得ながら、将来的に子供の死を予防していくという取り組みだと思っております。死亡事例について、その周辺環境等をしっかりと調査して、今後の子供の健康や社会の安全、福祉に寄与することをしっかりと進めていただきたいと思っております。一言いただき、質問を終わりたいと思っております。

土屋子育て政策課長 今お話をいただいたとおり、周辺の情報を含めて、しっかり情報収集をしながら進めていきたいと思っております。また、より広くCDRの理解が進められるよう取り組んでいきたいと思っております。

（新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口設置事業費）

乙黒委員 感染症対策グループのほうで、課別説明書の（知直）の3ページ、新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口設置事業費についてお伺いします。

追加で9,100万円余の予算となっておりますが、これまでに設置していた部分の期間と今後設置する期間、そして、どのぐらいの人数体制でやっているのか、詳細をお伺いしたいと思います。

行村健康増進課長 新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務につきましては、県新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部医療部ワクチン班が担っておりまして、

当職は、その班長を務めていることから、当該業務に係る質問につきましては、私からお答え申し上げます。

現在の相談体制でございますが、こちらにつきましては、現行4月1日から9月30日まで、受け付け時間は午前8時から午後8時半まででございます。相談体制につきましては、現在5人体制、土日休日は3人体制でやっているところでございますが、こちらにつきましては、4月1日から3月31日までの間とするとともに、受け付け時間を午前9時から午前0時まで、また、これ以外の時間につきましても、オートコールによる音声案内対応をする予定でございます。また、対応の人数につきましては、平日午前9時から午後8時半につきましては5人体制、午後8時半から午前0時につきましては、及び土日休日につきましては3人体制をとる予定でございます。

乙黒委員 これまでの相談窓口への問い合わせ実績は、どうなっていますでしょうか。

行村健康増進課長 これまでの相談ダイヤルの件数等でございますが、3月1日から開設をしたところでございますが、6月27日現在、計6,377件の問い合わせをいただいております。こちらにつきましては、3月は500件程度でございましたが、4月以降増加しておりまして、4月1日から4月30日は約1,800件、5月も同様ですが、6月には市町村の接種も本格的に始まったことから、2,300件程度まで増加しておりますところでございます。

主な相談内容でございますが、一番多い内容につきましては「持病やアレルギーがあるのですが、私は接種をしてもよいのでしょうか」という接種可能かどうかという接種可否に関する質問が37.4%を占めるところでございます。次に多いのが、こちらは本来市町村で受けるべきものですが、接種の予約に関する相談が21.6%でございます。実際には市町村が接種を行っておりますが、御存じのとおり予約のダイヤルがパンクしており、諸々の事情から県のほうにもお問い合わせをいただいておりますところでございます。その場合は市町村の窓口を紹介しているところとか、一般的な対応については、こちらでお答えしているところでございます。

また、昨今の傾向でございますと、やはり打った後のお話が多くございまして、「接種後に発熱症状や腕に痛みがあるが大丈夫でしょうか」というような、いわゆる軽度の副反応に関する相談が17.7%を占めるところでありまして、相談につきましては、この3つが多いということでございます。

乙黒委員 各市町村でも、先ほどもあったように、間違っ県のほうにかかってしまった電話のような、接種の日付ですとか、体制の質問も受け付けていたりする中で、うまく市町村と連携して、役割分担を。せっかく県の窓口を用意しているわけですから、例えば、それぞれの市町村のホームページに、打っていいかどうかといった部分に関しては県の窓口にお電話してくださいというような案内をして、市町村と予算が重複してかかってくる部分もあるので、しっかり精査して連携したほうがいいのかと思います。

(新型コロナウイルスワクチン接種記録システム登録支援事業費)

乙黒委員 続けて、接種記録システム登録支援事業について、医療機関に接種記録システムの登録を支援するとなっておりますが、詳細をお伺いしたいと思います。

行村健康増進課長 お尋ねいただきました支援の内容でございますが、基本的な話を申し上げますと、まず、接種を行う場合には、住民の方に接種券というものを持ってきていただきます。接種券につきましては、各医療機関では、熱があるか等を記

載する予診票があり、それに張って残っている状態でございます。その接種券にバーコードのようなものがついておりまして、こちらを接種記録システム、VRSという国のシステムに入れるため、iPadのようなものをイメージしていただければと思いますが、機械で読み取りを行って、諸入力をした上で、実績として記録されるという形になってございます。個別の医療機関が日々接種を行う中で、この作業が非常に手間であるとか、あとは、国のシステムで読み取りが難しいというような方、また、医者1人、看護師1人でやっているような小さな医療機関では操作が難しいというようなお声も多々いただいておりますことから、こちらにつきまして、希望される医療機関に対して、接種をさらに促進するため、我々のほうから人を派遣して、接種券等を回収し、バーコードを読み取るということをしていただくよう検討しております。

乙黒委員　　そうしますと、この作業が進んでいかないと、どのぐらいの人が接種したか状況ははかれないという意味合いでよろしいでしょうか。

行村健康増進課長　委員御指摘のとおりでございます。VRSというものに入力された上で、それを国や都道府県が把握するところでございます。市町村においては、おおむね登録されていない数字についても把握されるところでございますが、それに加えまして、VRS上の実績を加味してワクチンの配分等も決められておると、そこに登録されていないと、まだワクチンが残っていると国が判断する場合がありますので、そういった意味でも、VRS上にいち早く情報を入力することが重要であると考えております。

乙黒委員　　今マスコミの報道を見ていると、都道府県や市町村単位で、日に日に数字が出ていているという部分がありますので、こういった地味な事務作業もしっかりとフォローしていただいて、山梨県は、これだけ進んでいるよというリアルな数字をつかんでいただきたいなと思います。

(介護施設等PCR検査実施事業費)

乙黒委員　　課別説明書(福)の4ページ、介護福祉施設のPCR検査を実施というのがあるんですけど、当然クラスターが起きている中で、そういった部分に対しては入念に検査していくということだと思いますが、(福)6ページにも、同じように障害者施設等であるんですけど、どのぐらいの頻度で、どのぐらいの人数を予定しているのかをお聞かせいただきたいなと思います。

細田健康長寿推進課長　委員御指摘のとおり、高齢者施設、障害者施設も同じスキームで検査をすることとしております。回数としては週1回です。高齢者施設につきましては入所者へのワクチン接種が2回済むまでの間、障害者施設も同じく接種が済むまでの間となっておりますので、終わりの期間はそれぞれ違ってまいります。

高齢者施設の対象者につきましては、この事業は6月1日から行っておりますが、当初は4,000人ほどが対象になっておりましたが、その中で徐々にワクチン接種が進んでおりますので、もう半数くらいに減ってきております。実績としましては、6月1日から25日までの検査件数は、高齢者施設で約5,000検体を検査しております。

高齢者施設におきましては、各市町村でワクチン接種の進みぐあいはまちまちですが、おおむね7月末までに、全ての入所者、職員の接種を終えると聞いております。

下川福祉保健部理事 障害者施設の関係につきましては、今の健康長寿推進課と同様に6月1日から既に開始をしております。週に1回のペースで検査を進めておりますが、高齢者と違いまして障害者福祉施設の職員については、終期がまだであり、高齢者が7月までとなっている中で障害者については、その先まで続くだろうということで、当面10月ごろまでと想定しております。ただ、その中でも徐々にワクチンを接種される方もふえていくかと思っておりますので、その辺の低減していくところも見越した中で、当初は毎週1,000件ということを見込んでおりますが、予算上はそこからだんだん低減していったら、1万5,500検体を想定した予算を計上してございます。

乙黒委員 ちなみに、検査というのは、どこかに行くのではなく、施設のほうでキットか何かを用いてやるような形でしょうか。その作業工程について御説明いただければ。

細田健康長寿推進課長 検査につきましては、検査可能な業者に委託をしております。唾液による検体採取となっております。希望する施設が申し込みをいたしますと、唾液採取の容器を郵送いたします。そこで自分で唾液を採取していただきますと、委託業者が回収に回ります。回収をした上で解析をして、検査結果を出すという仕組みになっておりますので、どこかに出向いてということとはございません。

(一時生活支援事業費)

藤本委員 (福)の3ページ、生活困窮者自立支援事業の中の、新規の一時生活支援事業費ということで、新型コロナウイルス感染症の影響によって住居喪失者に対して一定期間住む場所を提供するとあるんですけど、具体的な事業についてお聞かせください。

小俣福祉保健総務課長 この一時生活支援事業ですけれども、生活困窮者自立支援法に基づく事業に位置づけられている事業になりまして、生活困窮によって住居を喪失したのに対しまして、一定期間とありますけれども、3カ月を超えないという範囲となりますが、宿泊場所の供与等の支援を行うものとなっております。

実は、同じく生活困窮者自立支援法に基づく事業として、住宅確保給付事業というのがございます。新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少してアパートの家賃が払えないというような方に対しては、支給が基本的には3カ月ですけれども、延長して、さらに再延長して、さらに再々延長するというところで、最大12カ月、1年間の支援を行ってきているところです。こちらのほうで、給付終了になる方々が発生して住居の確保の手だてがなくなるというようなことも視野に入れまして、住居を一時的に提供できる本事業を実施することとしたものでございます。

藤本委員 今詳しく教えていただいたんですけど、住居とは、幾つもあると思うんですけど、どのような対象物件を想定されているのか、お聞かせください。

小俣福祉保健総務課長 地域によって、それぞれ確保先を考えられると思うんですが、例えば無料低額宿泊事業をやっているようなところに委託して、数戸確保して、そういう方が発生したらお願いするというような形とか、場合によれば、旅館業をやっているようなところをお願いをするということも考えております。

藤本委員 予算を見ますと105万円ですけれど、県民の皆さんに該当する方が出てこなければ、出てこないだけ良いと思うんですけれど、何人ぐらいの方を対象とされているのか、お伺いします。

小俣福祉保健総務課長 新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、町村部を所管するのが県の福祉事務所ということになりますけれども、先ほど申し上げました住居確保給付金の支給が令和元年度は1件だったんですが、令和2年度は49件で、生活困窮者自立支援事業が始まって以来前例のないような状況になっております。

一時生活支援事業につきましても、福祉事務所単位での実施となりますので、県事業に関しまして、今回の予算事業は町村部を管轄する県の福祉事務所分になっております。先行して、市のほうで実施している状況もあるんですけれども、そちらを踏まえまして、住宅確保給付金を受けている方をベースに考えると、可能性としては10人程度ということで、今回105万円という予算を計上させていただいているところです。

藤本委員 私たちが暮らしを進めていく中で、必要不可欠なものが3つあると思っております。1つは毎日の衣料・食事、そしてぐあいが悪くなったときに診てもらえる病院の先生がいること、そして、もう一つは、行ってきますと言って、ただいまって帰ってくる住居だと思うんですね。生活環境には、いろんな条件があると思うんですけれど、ぜひこういった事業は、とても大事だと思います。宿泊場所を提供するということですが、期間が終了した後、対象者へどのような支援策を県として想定しているのか、最後にお聞かせください。

小俣福祉保健総務課長 委員御指摘のとおり、安定した生活を送るための最低限の基礎として、まずは住宅の確保があらうかと思えます。生活困窮者の自立支援相談窓口での相談が基本となるわけですけれども、それぞれの世帯の状況に応じて、生活基盤を、その後どうやって整えていくかというような計画を一緒に策定してまいりたいと考えております。

住居につきましては、公営住宅への入居ということも考えており、また、この事業を使う方は、かなり生活水準が低い方ということになりますので、簡単に立て直しができるというようなことも、なかなか難しいかと思っておりますので、そういう場合は、生活保護の申請を促しまして、一旦生活保護を受けてから、自立に向けて生活を立て直していくということも考え、就労につきましては、ハローワークとも連携して、就労の支援をしていくというようなことを考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 106 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(ワクチン職域接種支援事業費補助金)

早川委員

(知直)の3ページ、職域接種の補助金についてお伺いします。

最近、地元で職域接種の疑問や相談をよく受けるんですけど、1,000人規模をベースで、企業が人と会場を自分で確保しなければならないという大前提があって、地域の企業からは、何らかの支援の要望がよくあります。そこで、この予算の支援内容を、もう少し詳しく教えてもらいたいです。また、大学等とあるんですけど、この「等」とは何ですか。あわせて伺います。

行村健康増進課長 御質問いただきましたワクチン職域接種支援事業補助金につきましては、外部の医療機関が出張して実施する場合の職域接種会場に係ります設備整備等の財政支援を行うものでございまして、接種1回当たり1,000円を上限としておりますので、仮に1,000人を対象とした職域接種の場合には、1人2回接種することになりますので、最大200万円の助成を受けられるということでございます。

補助先につきましては、中小企業が複数で構成する商工会議所や業界団体等の団体を事務局として行う共同接種、大学等が行う職域接種で学生を対象とし、地域貢献を行うものと国の基準でなっておりますのでございます。

早川委員

その国の基準がなかなかわからなくて、混乱している部分もあるんです。

職域接種をやる場合、タクシー業界の家族とか、何とか業界の家族が受けられるということもありますし、あと、これもちょっと私は不認識ですが、職域接種をやっている企業団体の近所の人も受けられると聞いたんですけど、改めて、これらを含めての基準、家族とか近所とか、どの辺が近所かわからないじゃないですか。ちょっと教えてください。

行村健康増進課長 職域接種の実施要件につきましては、まず対象者は、こちらは希望者になりますが、接種希望者が1,000人以上の2回の接種の希望から申請可能になるというところございまして、その対象には、委員御指摘の従業員の家族、また関連団体、周辺住民等を含めることが可能となっております。また、1企業ではなく、先ほど申し上げたような中小企業が集合体となって行うことも可能でございます。その他の実施要件といたしましては、先ほど委員が御指摘いただきましたとおり、必要な人員、医療スタッフの確保、接種会場等や備品の確保、また同一会場でワクチンを適切に保管し、2回接種を対象者に対して完了することなどが上げられております。

早川委員

一方で、市町村との関係もあって、市町村がやっている基準では、今は64歳から順番にやっている。つまり、医療スタッフらを圧迫しないという条件がありますよね。職域の人たちや大学が、自分で医療チームを探さなきゃいけないという難しい点があって、どの点が圧迫なのかわからない。そこで要望が来ているのは、県や市町村でそういう支援が必要という意見が非常に多くて、職域の探し方とか、わかりづらいといった要望・意見が多いので、最後に、それをお伺いします。

行村健康増進課長 企業等の人員確保につきましては、私どものほうにも多く御相談を承っているところでございます。今般、県はワクチン接種支援人材バンクを新たに創設いたしまして、県の大規模接種センターや市町村の集団接種会場のほか、職域接種においても活用できるよう準備を進めてまいるところでございます。

現在、従前より御協力の申し出を賜っております甲府看護専門学校や県立大

学の有資格者の皆様に御登録いただいているところでございますが、さらに充実した人材バンクとするため、医師会、看護協会、薬剤師会、歯科医師会、また官公立病院等協議会等にも改めて順次周知またはお願いをしているところであります。この人材バンクでは、登録者の希望条件と各接種主体の求人情報をマッチングさせることで、実施主体である企業や医療機関に対し、人材を紹介することとしているところでございます。

乙黒委員

今の早川委員の質問に関連ですけど、今、県内でどのぐらい、職域ですとか企業という部分で予定されているのかという数的な部分と、あと、今、政府のほうでストップしてしまっている部分の影響が、どの程度出ているかという部分をお伺いします。

行村健康増進課長 御質問いただきました職域接種の申請承認等の状況でございますが、申請につきましては、会場ごとに申請ということで、1つの企業様が複数の会場について申請されている場合もございますが、そちらを含めまして、一旦締め切りがありましたので、そちらに間に合ったものにつきましては、県内で39の申請をいただいておりますが、国の承認につきましては、現在15件というところでありまして、24件が未承認でございます。

こちらにつきましては、16日以降、承認が得られていないというところがございますが、各企業からは、具体的に本当に始められるのかといったようなお問い合わせをいただいておりますが、こちらの職域で行える部分がありますと、我々県や市町村が実施すべき住民の分母が減ることによって、より早く実施できるところでございますので、仮に、これが未処理のままということであると、接種スピードが一定程度遅くなるということになるかと存じます。

(ワクチン大規模接種センター設置事業費)

望月(利)委員 (知直) 3ページの、ワクチン大規模接種センター設置事業費ですが、これまで接種の優先順位として医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する方ということで、私も教職員、子育てに関連する方々、その関連施設の人たちの優先順位を本当に上げてほしいなという思いでいたしております。そこで、このワクチン大規模接種センターの設置事業について、具体的に、大規模接種センターは、どのような規模で、どのような形で行っていくのか、お聞かせください。

行村健康増進課長 御質問いただきました県の大規模接種センターによるワクチン接種でございますが、まず、対象者につきましては、小・中・高、また特別支援学校を含む教職員、また幼稚園・保育園の職員等、子供にかかわる職員を対象とするとともに、並行して、現在、市町村による優先的な接種を受けられている方、また職域による接種も行われているところがございますので、そういったものや県の大規模接種センターによる接種の状況を踏まえ、その後、対象者につきましては、警察関係者、また飲食店従業員等について対象を拡大することを検討してまいりたいと考えてございます。

実施の時期につきましては、8月と9月。こちらにつきましては、用いるワクチンがモデルナ社で、1回目と2回目の間隔が28日を要しますので、おおむね1周打ち切るのに2カ月というところでございますので、それを検討しているところでございます。

接種会場につきましては、国中と富士・東部に1会場ずつというところを想定しておりますが、こちらにつきましても、現在、国の承認が、また改めて出

てくると思いますので、そちらの国の動向を注視しつつ、具体的な実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

望月（利）委員 教職員、子育てに関連する施設の職員等の方々、また家族の方々とか、その周辺で生活している方は対象になるのでしょうか。

行村健康増進課長 現在のところ、教職員等を含めまして対象となる2万人を超過します。ただ、現実的には、先ほど申し上げた職域接種や、市町村による優先接種、また希望者ということもございますので2万人を切るところでございます。なお、その御家族の方を含めた場合、我々が想定するワクチンの配分数を越えてしまうことから、現行としては、対象には含んでいないというところがございます。

望月（利）委員 少し所管の部分にも入ってしまいますが、今、その後警察の方々とか職種を広げていくという御答弁がありましたので、ちょっと触れさせていただきます。実は、東京都で医療類似行為という柔道整復師や鍼灸師も優先してワクチン接種を行うという、都独自の見解を示したということで、6月2日知事の会見で明らかになりました。東京都は7月1日からやっていくとのこと。東洋医学、西洋医学とありまして、医療従事者という部分で、確かに鍼灸師、または柔道整復師、マッサージ師というのも業務上、体に直接接触する、そして医療行為とはいわないんですが、医療類似行為という、人の健康を維持するところについては、これまで歴史の中で人の健康をしっかり維持してくれるところ、これは論をまたないと思います。その方々の優先接種を、県はお考えでしょうか。

行村健康増進課長 御指摘いただきました方々につきましてですが、まず、国の全体の優先接種の順位につきましては、第1位に医療従事者、第2位に高齢者、そして基礎疾患と高齢者施設等の従事者、そして一般の方となっているところがございます。最終的な一般の方における接種順位につきましては、各市町村においての判断というところがございます。先ほど御指摘いただきました団体の方につきましては、国の制度では医療従事者等に含まれていないというところがございます。

我々は、現在の教職員等、また障害者施設の従事者については、職域接種を支援させていただきましたが、こちらはクラスターが発生した場合の医療提供体制や家庭への影響等を鑑みてのこととございまして、現在のところ、先ほどの2万人のキャパシティの問題から、対象には含めていないところがございます。

その他の対象の検討につきましては、医療提供体制に与える影響やクラスターの発生状況、感染をどのように防止するかといった観点等を踏まえて、慎重な検討が必要と考えておるところでございます。

望月（利）委員 今のところ考えていないということですが、先ほども申したとおり、鍼灸、マッサージ、柔道整復師の方々は、医療行為に近い人の健康をしっかりと維持向上していく。その業務上、飲食店が疲弊しているように、非常に集客という部分で苦勞している。もちろん高齢者施設へ出入りするときも、ワクチン接種をしていないからということでお断りされているような状況もあるということです。

県のほうでは検討なされてないということですが、ぜひとも、今後検討していただきながら、また、市町村に促す形もとっていただきながら、早期のワクチン接種を実施していただければなという思いで、要望ですが、一言御答弁い

ただいで終わります。

行村健康増進課長 御指摘の点も踏まえまして、また、そういった御要望を、私ども多々いただいております。真に必要な方に限られたワクチンが接種できるように、我々としても日々検討してまいりたいと考えております。

皆川委員 ワクチンを接種する医者ですけど、今、歯科医師は集団接種会場へ出向いて接種しているという話を聞いているんだけど、自分の歯科医療をやっている病院ではできないんでしょうかね。

行村健康増進課長 歯科医師による筋肉注射の接種につきましては、今回の接種に当たり特別に認められているものでございますが、医師が必ずいること、医師の指導のもとで行うということが条件になっておりますので、みずからの歯科医師会場においてやるということは、基本的には想定されていない制度になっておると承知しております。

皆川委員 歯科医師はわかりました。
救急救命士が一時話題になっていたんですが、救急救命士は、実際やっているんですか、やっていないんですか。

行村健康増進課長 救急救命士につきましても、接種の条件につきましては、おおむね歯科医師と同様でございますが、現状、市町村において実際の接種を救急救命士が行っているというところを、県は承知していないところでございます。

皆川委員 県は承知していないというのは、県ではやっていないけれど、国のほうではやっているということですか。

行村健康増進課長 国の制度によりまして、救急救命士につきましても、今回の接種については特例的に、各地区医師会が市町村と同意した場合には、実際に救急救命士を接種に参加させることが可能というところになっておりますので、国の制度上は可能になっているところでございますので、私どものほかに都道府県で実施される場合が、潜在的にはあると承知しておりますが、具体的に、私どものほうで実施状況を承知しておるわけではございません。

皆川委員 山梨でそういうことを許す場合、どの権限で、誰が言えばいいわけ？

行村健康増進課長 救急救命士が実施を行う場合につきましては、国の事務連絡上、市町村長が看護師や医師等の医療従事者等の確保が困難と判断し、各地区医師会と合意をした場合に実施が可能とされているところでございます。

皆川委員 自衛隊は大阪と東京でやっていますよね。自衛隊というのは、本当は救急救命士が物すごく大勢いるんだってね。自衛隊の医者や看護師はいっぱいいるけれど、救急救命士もいっぱいいるので、救急救命士まで良いということになれば、全国的に早く接種ができるんじゃないかという気がしますけど、自衛隊についても、救急救命士はやっていないということですね。

行村健康増進課長 現在の国の、大阪と東京で行われている大規模接種センターも、基本的には医官が行っておるものと承知しておるところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第 2-2 号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

意見

市川副委員長 公立・公的病院の再編・統合の再検証対象となった県内7病院の中には、国が病院名を公表する前から独自に今後の運営方針等を検討している病院もあり、地域医療構想そのものは推進していかねばならないもの、また国においても、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、地域における感染症への対応等も踏まえた上で検討がなされると思われることから、この動向を注視し、継続審査とすることが適切と考えられます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(ワクチン接種について)

早川委員 先ほどとちょっとダブるかもしれないんですけど、ワクチン接種について、全体的に伺いたいと思います。

まず、よく言われるエッセンシャルワーカーの接種ですけど、国が示した優先の接種基準があって、それ以外の方の接種順序は、基本的に市町村が決めるとなっているんですけど、地域の実情に応じた柔軟な対応ができると認識しています。そういった中で、さまざま議論が多いのは、公的な仕事とか、子供に接している、いわゆるエッセンシャルワーカーなどを優先にするという意見です。その辺に関して、改めて県の考えを、まず伺います。

行村健康増進課長 県が8月に設置を予定しております大規模接種センターにおきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、学校や幼稚園、保育所などで子供と接する機会が多い職員を最優先に接種を進めていくところでございます。また、その接種状況等を見ながら、警察職員にも対象を拡大してまいるところでございます。

なお、消防職員につきましては、医療従事者等として既に接種が完了しておるものと承知してございます。その他の職種につきましても、職域接種の申請があった団体につきましては、実施を促進するよう県でもサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

早川委員 警察、学校の先生、消防署があつて、その次のエッセンシャルワーカーが何なのかとか、そういう考え方もあるので、そこで、接種の順位は、最終的には市町村が決めるということかもしれないんですけど、実は市町村の現場では、職員が接種会場につき合っていたりするんです。そして、夜に問い合わせを受けて、事務作業を行っており、非常に逼迫しているという意見も多いです。そんな中で、先日一般接種の優先順位について、県が優先順位を示したとあるんですけど、その内容について、その周知について、市町村に聞くとちょっとわかりづらいという意見もあるので、その内容と周知について伺います。

行村健康増進課長 委員御指摘のとおり、最終的には市町村長の判断によるものでございますが、県におきましても、先般のクラスター発生時の医療提供体制への影響等に鑑み、指針を示したところでございます。こちらにつきましては、入所だけでなく、通所・訪問系のサービスを含む高齢者施設及び障害者施設等の従事者、また障害者施設等の入所者、通所者への優先的な接種を推奨しておるものでございます。

なお、入所系の施設につきましては、おおむね市町村で、既に実施されているものでございます。これらに加えまして、県の大規模接種会場に先んじて行える場合、また高齢者接種の見込みがついている場合には、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等につきまして、住所地外接種を含め、関係職員への優先的な接種の検討を各市町村にお願いしたところでございます。

なお、市町村への周知等につきましては、先般、知事と市町村長との会議においてもお示しをさせていただいた上で、改めて、県のワクチン検討会にも諮った上で、各市町村には事務連絡において周知をしておるところでございますが、改めて、この趣旨が貫徹されますよう、市町村への理解を深めるよう、こちらも検討してまいりたいと考えておるところでございます。

早川委員 ぜひ、繰り返し徹底してください。

もう一つ、住民が混乱しているのは、先ほど皆川委員からの質問にあったんですけど、いち早く接種を受けたい人は、国の自衛隊がやっている大手町の会場に行けば打てるということ、実際に県民では、知っている人と知らない人がいて、東京に行っている人はよく知っている。国の大手町の自衛隊の会場に行つて接種するには、どうすればいいのかわからないので、どうすればいいのか、伺います。

行村健康増進課長 国の大規模接種会場につきましては、従前は地域及び対象年齢が制限されていたところでございますが、6月16日以降、全国の全対象年齢に対して接種が可能となったところでございます。接種を受ける場合につきましては、市町村が発行する接種券を持参すること、また、その接種券をもとに専用のウェブサイトにて予約を行い、直接、東京か大阪の会場に行つていただくというところでございます。

早川委員 最後にしたいと思うんですけど、どのようにしたら良いかということは、わかるんですけど、市町村によって、そういうことを積極的に広報しているところと、あんまりやっちゃうと逼迫するからというところもあるんですけど、市町村における60歳以下の大規模接種会場に行つて受けてもいいよという接種券の配布状況について、どうなっているのか、伺います。

行村健康増進課長 委員御指摘の国の大規模接種会場に持参しなければならない接種券の配布状況でございますが、64歳以下の接種配布状況につきましては、市町村の判

断にもよりますが、基本的には、広く全て配布することと、国は示しているところがございますが、一方、地域の実情に応じて年齢層に区切って配布することも可能となっておりますところがございます。

現状、県内の状況でございますが、市町村によっては既に発送済みのところから、8月上旬の発送を予定しているところまで、さまざまでございますが、おおむね7月中旬発送予定の市町村が多いものと承知しておるところでございます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査について、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況等を注視する中で8月下旬から9月上旬に実施することとし、詳細については後日連絡することとした
- ・本委員会が6月4日に実施した県内調査については、議長あて報告書を提出した旨が報告された。

以 上

教育厚生委員長 古屋 雅夫